

## 海外で病気になったらどうなるの？

海外旅行等に出かけた人が、病気やけがで海外の病院等で治療を受けた場合、支払った治療費は申請すると、後期高齢者医療制度で医療費の支給が受けられる場合があります。

### 支給される範囲は？

日本国内で同様な病気にかかった場合の、後期高齢者医療制度で扱う範囲内です。

次のような場合は除かれます。

- 保険のきかない診療、差額ベッド代
- 美容整形
- 高価な歯科材料や歯列矯正
- 治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合（臓器移植など）

### 支給される金額は？

海外の病院等での治療費は各国によって異なります。

海外療養費の額は、日本国内での同様の病気やけがにより後期高齢者医療制度で治療を受けた場合を標準として決定します。

実際に支払った額が大きい場合は、標準額から一部負担金相当額を控除した額が、支払った額が小さい場合は、実費額から一部負担金相当額を控除した額が支給されます。

また、支給額算定の際には、支給決定日の外国為替換算率（売レート）が用いられます。

### 手続きはどのように？

次の書類を用意して、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口にて「後期高齢者医療療養費支給申請書」を提出してください。

[添付書類]

- ① 診療内容明細書（Attending Physician's Statement）
  - ② 代金の領収書および領収明細書（Itemized Receipt）
  - ③ ①、②の書類が外国語で書かれている場合は、日本語の翻訳文（翻訳者の住所・氏名を記載）  
また、①、②は、月ごと、医療機関ごと、入院・通院ごとに書いてもらってください。
  - ④ 調査に関わる同意書（Agreement of Authorization）
  - ⑤ 旅券（パスポート）
- ※ 申請の際には、後期高齢者医療被保険者証・印鑑・銀行の通帳（または口座の控えなど）をお忘れなく！

（後期高齢者医療制度）